

NEW

鳥獣被害対策地域づくり事業

令和7年度から実施する本事業は、地域住民が主体となり、地域の実情に応じた「鳥獣の生息環境の管理」や「被害防除」などの対策をすることで、鳥獣による生活環境被害を防止し、鳥獣との共生を図ることを目的としています。

鳥獣による被害防止は、町や猟友会、地域住民などが連携・協力しながら町全体で対策を実施することが必要です。特に地域では、刈払いや間伐により動物が隠れる場所をなくすことで、動物の生息域と人間の生活圏を分けることがとても重要です。



◀小綱木自治区に設置した、機械による追い払い実証実験の様子

センサーが付いており
動物の嫌がる超音波が鳴るよう
設定されています。

鳥獣被害対策の補助事業

・電気柵等設置補助金

対象：電気柵などの設置費用、
部材代

上限：600,000 円

※補助割合

個人設置の場合：費用の約3割

共同設置の場合：費用の約7割



・未利用果樹木等伐採事業

鳥獣の出没抑制および景観の保全を図ります。

・環境共生林、里山林整備事業

集落周辺の里山林および環境共生林の伐採や間伐を実施し
緩衝帯の整備や景観の保全を図ります。

その他、わな猟免許の取得補助金や猟銃購入の補助金も
実施していますので希望する場合は相談ください。

鳥獣被害対策の座談会や説明会も実施しています。開催希望があれば農林振興課
林政係まで問い合わせください。

そのほか、鳥獣被害で困っている場合も
気軽に相談してください。



地域おこし協力隊

内田浩紀 隊員・力武未歩 隊員

(有害鳥獣担当) (ジビエ利活用担当)

事業の初年度となる本年度は「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを目的に、独自に有害鳥獣対策を行っている小綱木自治区での実施を予定しています。

町では、今後も集落ぐるみで鳥獣被害対策を実施する体制を町全体に広げていきます。

集落ぐるみで行う 鳥獣被害対策

鳥獣被害の現状

令和5年度の全国における野生鳥獣による農作物被害額は約164億円となっており、全体の約7割がニホンザル、イノシシ、ニホンザルとなっています。

また、町内における令和5年度の農作物被害額は約449万円となっており、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシによる被害が確認されています。

ニホンザルの生息域は、野沢地区の一部と群岡、新郷、奥川地区の全域、ツキノワグマとイノシシの生息域は町内全域となっています。

「野生動物の数を減らす＝被害が無くなる」というわけではない！？

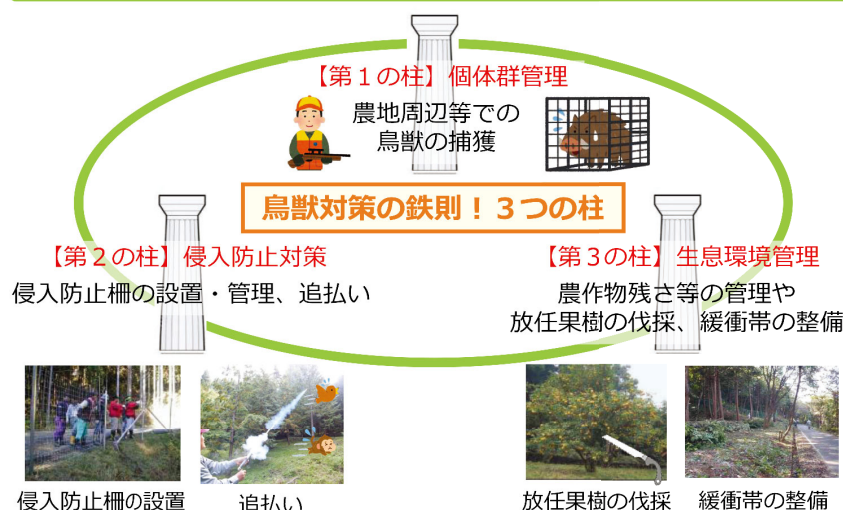
重要な3本柱の総合対策

「野生動物の数を減らせば被害が無くなる」という声を多く聞きます。当然、個体数の減少は被害軽減のために大事なことです。

現在、行政で捕獲などの施策を講じていますが、被害は大きく減少していないのが現状です。

そこで重要なのが「3本柱の総合対策」(下記参照)です。

- 鳥獣被害対策は、**個体群管理**、**侵入防止対策**、**生息環境管理**の3本柱が基本。
- この活動を地域ぐるみでいかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。



近年、全国各地で野生動物による生活環境被害や農林業被害が発生しています。町内においても多種多様な野生動物が生息していることから、私たちの生活をどのように守っていくのか、効果的な対策とは何かを考える必要があります。

今月号では鳥獣被害の現状とその対策を特集します。

〈問い合わせ先〉

農林振興課 林政係 ☎ 45-4531

西会津町
—農作物被害額—
約450万円
※令和5年度

町内全域
イノシシ

ニホンザル
奥川地区

新郷地区

群岡地区

野沢地区(一部)

町内全域
ツキノワグマ

◀3本柱の総合対策
(出典：農林水産省)

この3本柱の総合対策は、集落に出没する原因となる放任(未利用)果樹などを管理し、移動ルートのヤブを無くすことで出没しにくい環境を作る対策です。また農作物は侵入防止柵で囲み、さらに捕獲することで個体数を減らせば確実に被害は減少することが全国各地で実証されています。